

軽自動車税（種別割）のお知らせ

軽自動車またはバイク等をお持ちの方へ 登録内容の変更手続きはお済みですか？

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で登録のある原動機付自転車、軽自動車、軽二輪車、小型二輪、農耕用トラクターなどの所有者に対して課税される町税です。

軽自動車税（種別割）は、その車の“主たる定置場”（自宅や事業所など主に車両を置いておく場所）である市町村で課税されます。そのため、町内を定置場にしているのに車検証などの登録（「使用の本拠の位置」等）が異なる場合は、変更の手続きをする必要があります。

- ・所有者の住所は他市町村にあるが、車は南部町に置いて使用している場合 ⇒ 南部町で課税
 - ・所有者の住所は南部町にあるが、車は他市町村に置いて使用している場合 ⇒ 定置場の市町村で課税
- 定置場所以外にも登録の内容が変更した場合の申告は法律で義務づけられており、手続きをしないと条例で過料を科せられる場合があります。

こんな時は、登録、登録内容の変更、抹消（廃車）手続きをしてください！

- ・買った。譲ってもらった。または、売った。譲った。
- ・住所や氏名、定置場が変わった。
- ・所有者が亡くなった。
- ・壊れて乗れなくなった。
- ・バイクの排気量を変更した。
- ・盗難にあった。または、紛失した。

手続きをおこたると・・・

- ・該当の車両がないのに税金の通知が来る。
- ・リコールの案内、税金や保険の通知が届かない。
- ・盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる。
- ・悪意のある無申告者には10万円以下の過料が科せられることも。

手続きは4月1日までに！

軽自動車税（種別割）は、車両を売ったり譲ったりした場合でも4月1日現在で登録のある方（※1）に課税されます。そのため、4月1日までに名義変更等の手続きをしてください。また、バイク等が壊れて乗れなくなったとしても手続きをおこたり、放置しておく、翌年度以降も引き続き課税されます。

（※1）4月1日に廃車等の手続きをした場合は有効です。4月2日以降に手続きをした場合は、その年度分の税金が課税されます。

※ 軽自動車やバイク等の手続きは、車種により取り扱い機関が異なり、
 手続内容によって必要書類等も異なります。
 手続きをする際は、各機関へ必要書類等をお問い合わせください。

原動機付自転車（125cc以下のバイク）、 農耕用作業車、他の特殊車両、 ミニカー等	南部町役場税務課 Tel 0556-66-3404（直通）
軽三輪、軽四輪	軽自動車検査協会 山梨事務所 笛吹市石和町唐柏792-1 Tel 050-3816-3121
軽二輪（126cc～250cc以下のバイク） 二輪の小型自動車（251cc以上のバイク）	山梨運輸支局 笛吹市石和町唐柏1000-9 Tel 050-5540-2039